

九州大学東京オフィス等規程

令和5年度九大規程第44号
制定：令和5年12月1日

(設置)

第1条 九州大学（以下「本学」という。）に、九州大学東京オフィス、九州大学大阪オフィス及び九州大学博多駅オフィス（以下「東京オフィス等」という。）を置く。

(目的)

第2条 東京オフィス等は、本学が行う情報の収集・発信、学生の学習活動等の推進、同窓生の交流及び企業等との連携を通じて、本学の教育研究の発展及び新たなイノベーションの創出に資することを目的とする。

(位置)

第3条 東京オフィス等の位置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 九州大学東京オフィス 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号有楽町電気ビルヂング北館8階810-811区
- (2) 九州大学大阪オフィス 大阪府大阪市北区梅田1丁目3番1-600号大阪駅前第1ビル6階1-117号
- (3) 九州大学博多駅オフィス 福岡市博多区博多駅中央街1番1号JR博多シティ10階

(所長)

第4条 東京オフィス等に所長を置き、総長が指名する者をもって充てる。

2 所長は、東京オフィス等の業務を掌理する。

(副所長)

第5条 東京オフィス等に、副所長を置くことができる。

2 副所長は、本学の職員のうちから、所長が指名する者をもって充てる。

3 副所長は、所長を助け、東京オフィス等の業務を整理する。

(事務)

第6条 東京オフィス等の管理に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、東京オフィス等の運営及び使用等に関する必要な事項は、東京オフィス等の所長が、それぞれ別に定める。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。